

光市国土強靱化地域計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要項

令和2年12月
山口県光市

1 趣旨

この要項は、令和2年度及び令和3年度に光市が実施する光市国土強靱化地域計画策定支援業務の受託者となり得る者を特定することを目的に実施する公募型プロポーザルについて必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

光市国土強靱化地域計画策定支援業務

(2) 業務の目的

国土強靱化地域計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。）第13条に規定されている計画であり、国土強靱化の観点から、地方自治体の状況に応じて、発災後の様々なリスクを想定しつつ、平時（発災前）の備えを中心に包括的な対応策を講じるための計画となる。

本業務は、本市が「光市国土強靱化地域計画」を策定しようとするに当たり、リスクシナリオの選定や脆弱性の評価、KPIの設定等とパブリックコメントの実施などの必要な業務への支援として、提案・助言・技術や知識の提供などの「コンサルティング」と、データの収集・分析、資料作成、起草作業の補助などの「事務支援」を求めるものである。

なお、策定に当たっては山口県国土強靱化地域計画に沿った内容とするとともに、光市地域防災計画、業務継続計画、現在策定中の第3次光市総合計画、その他、市が策定している分野別計画との整合を確保するとともに、多様な視点からの計画づくりを行うものとする。

(3) 業務の内容

別紙「光市国土強靱化地域計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。ただし、仕様書は、本市が業務成果として求め

る最低限の内容を示すものであり、特定された者の企画提案内容に応じて契約段階で仕様を変更することがある。

(4) 予定履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

また、主な履行期限等の予定は仕様書を参照のこと。

(5) 委託料の上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、この額は予定価格ではない。

3 担当課

光市総務部防災危機管理課

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

電話番号：0833-72-1403（直通）

FAX番号：0833-72-1731

電子メール：bousai@city.hikari.lg.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 令和2年度光市物品調達等競争入札参加資格者名簿の「業務委託（調査・研究）（設計関係を除く）」又は令和2年度光市建設工事等競争入札参加資格者名簿の「測量・建設コンサルタント業務等の都市計画及び地方計画部門」に登録された者であること。
- (2) 国土強靱化地域計画の策定に係る業務（市区町村が委託したものに限る。）について、受注実績があること（令和2年度末までの納入を含む。）。
- (3) 仕様書において定める業務について、業務遂行能力を有するとともに

適正な実施体制を有し、委託者の指示に柔軟に対応できること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、この限りでない。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (7) 公告の日から契約締結の日までの間において、光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱（平成16年光市告示第15号）又は光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成16年光市告示第16号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (8) 公告の日から契約締結の日までの間において、光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱別表に掲げる措置要件又は光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

5 参加の表明に係る手続等

(1) 提出書類及び部数

業務の受託を希望する者は、次に掲げる書類等各1部を提出すること。

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社の概要に関する資料（様式任意）

会社（本社、支店及び営業所）の経歴、事業概要等について簡潔に記載すること。

ウ 業務の推進体制（様式任意）

業務を受託した場合の体制、業務責任者の氏名、業務の分担内容等について記載すること。

エ 国土強靱化地域計画の策定に係る業務の実績に関する資料（様式第2号）及び当該実績のうち1件について当該委託者がその旨を証明する業務履行証明書（様式第3号）又は当該契約書の写し

オ 業務責任者となる予定の者の経歴（国土強靱化地域計画に業務責任者として従事した経歴がわかるもの）に関する資料（様式第4号）

カ 参加資格要件等確認書（様式第5号）

(2) 提出方法及び提出期間

ア 提出方法

担当課に持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間最終日までに必着とすること。

イ 提出期間

令和3年1月6日（水）から令和3年1月14日（木）までの日（光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

6 参加者の選定

市は、参加表明書等を提出した者が参加資格要件を満たしているかを確認し、各参加表明者に対し、令和3年1月19日（火）頃に選定又は非選定を文書により通知する。非選定となった者は、当該通知を受け取った日から起算して7日以内に、市に対し非選定となった理由の説明を求めることができる。

7 質問及び回答

この要項、仕様書、企画提案書作成等に関する質問ができる者は、参加表明の予定がある者とし、次のとおり質問書（様式は任意）を提出すること。

(1) 提出期間

令和3年1月6日（水）から令和3年1月25日（月）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。ただし、参加表明に係る質問については、令和3年1月12日（火）まで。

(2) 提出方法

担当課に持参、電子メール又はFAXのいずれかの方法で提出すること。なお、電子メール及びFAXの場合は受信の確認を行うこと。

(3) 回答

提出された質問に対する回答は、質問を受理した日から起算して原則3日以内（休日を除く。）に、質問者に対して電子メール又はFAXにて行う。なお、最終回答日は、令和3年1月26日（火）とする。

また、質問の回答については、最終回答日までに、随時、市のホームページにおいて公開する。ホームページに掲載した回答事項については、この要項（仕様書を含む。）と一体のものとして効力を有するものとする。したがって、質問の有無に関わらず確認すること。

8 企画提案に係る手続等

(1) 提出書類及び部数

選定の通知を受けた者は、次に掲げる書類等を提出する。

ア 企画提案書（様式は任意とするが、日本産業規格A列4版の用紙を使用し、表紙には業務名等必要事項のみを記す（表紙裏は白紙）こと。また、提案者を特定できるような名前、ロゴ、サイン等を表現してはならないものとする。） 9部

イ 本業務の履行に要する費用の参考見積書（税別） 1部

(2) 提出方法及び提出期間

ア 提出方法

担当課に持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間最終日までに必着とすること。

イ 提出期間

選定の通知後から令和3年1月27日（水）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

9 プレゼンテーションの実施

(1) 実施予定日

令和3年2月8日（月）

※実施順及び時間割等は、別途通知する。

(2) プレゼンテーションの実施者

業務責任者を含めた3人以内の出席とし、主に業務に携わる者（主担当）が説明すること。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、移動の自粛要請等が行われている場合は、この限りでない。

(3) 予定所要時間

プレゼンテーション（提案説明）20分以内、質疑応答10分程度

(4) 実施予定場所

光市役所3階 大会議室1号室・2号室

（山口県光市中央六丁目1番1号）

10 評価及び特定の方法

(1) 評価の基準及び方法

市職員で組織する光市国土強靱化地域計画策定支援業務公募型プロポーザル評価委員会において、光市国土強靱化地域計画策定支援業務公募型プロポーザル評価基準に基づき、評価点の合計点数の最上位者かつ標準点数（合計の60パーセント）以上である者を、最も優れた技術力

を有する者（以下「優先交渉権者」という。）として特定するものとする。なお、参加者が1者のみでも実施する。

(2) 特定又は非特定の通知

市は、各参加者に対し令和3年3月上旬頃に特定又は非特定を文書により通知する。

(3) 評価結果の公開等

参加者は、市が受託者の商号又は名称を公表した日から起算して14日以内においては、評価結果の公表を請求することができるものとし、市は、請求を受けたときは、これを公開するものとする。ただし、参加者が、市が評価結果を公表した日から起算して15日以降において評価結果の公開を請求するとき又は参加者でない者が評価結果について公開を請求するときは、光市情報公開条例（平成16年光市条例第11号）によるものとする。

(4) 契約

優先交渉権者として特定された者と業務の内容及び仕様等について確認し、予定価格以下の金額で随意契約（政令第167条の2第1項第2号）により業務委託契約を締結する。特定された者は、正当な理由なくしてこれらの契約の締結を拒むことができないものとする。

1.1 知的財産権の取扱い

企画提案は各参加者に帰属するものとし、市は、特定しなかった参加者の企画提案の全部又は一部を使用することはない。

1.2 企画提案書等の資料の作成及びプロポーザルに要する費用

各参加者は、企画提案書等の資料の作成及びプロポーザルに要する費用の全部を負担する。また、市は、提出された企画提案書等を返却しない。

1.3 失格事項

市は、提出された参加表明書若しくは企画提案書又は添付資料に虚偽の記載を発見したときは、当該参加者を失格として取り扱うものとし、評価の対象としない。

1.4 実施スケジュール

日 程	項 目
令和3年1月 6日（水）	募集開始（実施要項等の公開）
1月12日（火）午後5時	質問の受付期限（参加表明に係るもの）
1月14日（木）午後5時	参加表明書類の提出期限
1月19日（火）頃（予定）	参加資格審査結果の通知
1月25日（月）午後5時	質問の受付期限（企画提案に係るもの）
1月26日（火）	質問に対する最終回答
1月27日（水）午後5時	企画提案書類の提出期限
1月下旬頃	プレゼンテーション実施の通知
2月8日（月）	プレゼンテーション
3月上旬頃	結果通知、公表

様式第 1 号

令和 3 年 月 日

光市長 市 川 熙 様

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

参加表明書

令和 3 年 1 月 6 日付け光市公告第 1 号で手続が開始された光市国土強靱化地域計画策定支援業務を受託したいので、下記の書類を添えて参加を表明します。

なお、記載した事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 添付書類

- (1) 会社の概要に関する資料
- (2) 業務の推進体制
- (3) 国土強靱化地域計画の策定に係る業務の実績に関する資料（様式第 2 号）及び業務履行証明書（様式第 3 号）又は当該契約書の写し
- (4) 業務責任者となる予定の者の経歴に関する資料（様式第 4 号）
- (5) 参加資格要件等確認書（様式第 5 号）

様式第 2 号

国土強靱化地域計画の策定に係る業務の実績に関する資料

商号又は名称 _____

国土強靱化地域計画の策定に係る業務の実績

業務年度	委託者名	業務名	受託金額	業務の概要

※ 本表の行が不足するときは適宜挿入し、両面に印刷して提出すること。

※ 本表のうち1件について、業務履行証明書（様式第3号）又は委託契約書の写しを添付すること。

様式第3号

業務履行証明願

令和3年 月 日

様

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

次の業務について、履行したことを証明して下さるようお願いします。

業 務 年 度	年度
業 務 名	
受 託 金 額	
業 務 の 概 要	

業務履行証明書

記載された業務を履行したことを証明します。

令和 年 月 日

様式第 4 号

業務責任者となる予定の者の経歴に関する資料

商号又は名称 _____

業務責任者となる予定の者の肩書き（役職）及び氏名 _____

同種又は類似した業務に業務責任者として従事した経歴

業務年度	委託者名	業務名	受託金額	業務の概要

※ 本表の行が不足するときは適宜挿入し、両面に印刷して提出すること。

様式第 5 号

参加資格要件等確認書

商号又は名称 _____

参加資格要件等確認事項	該当チェック
1 令和 2 年度光市物品調達等競争入札参加資格者名簿の「業務委託（調査・研究）（設計関係を除く）」又は令和 2 年度光市建設工事等競争入札参加資格者名簿の「測量・建設コンサルタント業務等の都市計画及び地方計画部門」に登録されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2 国土強靱化地域計画の策定に係る業務について、受注実績がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3 仕様書において定める業務について、業務遂行能力を有するとともに適正な実施体制を有し、委託者の指示に柔軟に対応できる。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない。 ※会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けている場合又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている場合は「はい」にチェック	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
7 公告の日から契約締結の日までの間において、光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱（平成 1 6 年光市告示第 1 5 号）又は光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成 1 6 年光市告示第 1 6 号）に基づく指名停止等の措置を受けていない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
8 公告の日から契約締結の日までの間において、光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱別表に掲げる措置要件又は光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

